

令和2年9月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和2年10月8日(木) 開会 午前10時 1分  
閉会 午前10時51分

場所 第7委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長  
萩原一寿副委員長  
逢沢圭一郎委員、小久保憲一委員、立石泰広委員、神尾高善委員、  
宮崎栄治郎委員、八子朋弘委員、岡重夫委員、辻浩司委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

塩川修公安委員長、高木紳一郎警察本部長、山本淳総務部長、  
小柳津明警務部長、古田土等生活安全部長、作田隆志地域部長、  
高橋俊章刑事部長、関口啓一交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、  
近藤勝彦監察官室長、小川英規刑事部参事官、川上博和組織犯罪対策局長、  
石井堅次警務課長、長嶋浩之生活安全部参事官、小笠原正男地域部参事官、  
結城弘運転免許本部長、高橋正広警備部参事官、相原浩哉警備部参事官、  
奥勝宏総務課長、平澤昭彦留置管理課長、利根田久雄会計課長、  
山崎保之厚生課長、榊原範人生活安全総務課長、新井智美保安課長、  
川邊守サイバー犯罪対策課長、齋藤正土地域総務課長、石毛和浩通信指令課長、  
中川広康刑事総務課長、赤星誠組織犯罪対策課長、小倉悦男交通総務課長、  
市川弘明交通指導課長、市川光浩交通規制課長、熊谷嘉弘運転免許課長、  
高田志保公安第一課長、杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、  
江田浩之危機管理課長

[危機管理防災部関係]

森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、  
武澤安彦危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長  
鈴木郁夫化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第99号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)のうち 警察本部関係	原案可決

2 請願

なし

報告事項(危機管理防災部関係)

防災情報基盤等について

**【付託議案に対する質疑】**

**逢澤委員**

- 1 感染拡大防止のための留置施設改修が12施設となっているが、全ての留置施設に隔離室を整備しないのはなぜなのか。
- 2 隔離室のない施設で感染疑いのある方や、体調不良の方が出た場合どのように対応するのか。
- 3 ポリカーボネート板を設置することによって、隔離居室の換気に影響はないのか。

**留置管理課長**

- 1 全施設に整備することが望ましいが、一方で隔離施設を整備している間にも、留置業務を継続しなければならないため、留置業務に影響が出ないように、留置施設の一時閉鎖を必要としない施設を選定した結果である。
- 2 隔離室のない施設で体調不良者が出た場合には、その者を単独で居室に收容するものとする。それにより他の被疑者への感染防止を図る。新型コロナウイルスの感染が確認された場合については、検察庁・裁判所と協議の上、隔離居室のある留置施設に移送するなどの措置を取りたいと考えている。
- 3 隔離居室に設置するポリカーボネート板の上下に隙間があり、そこから外気を取り入れ、室内にある換気扇から室外に空気を排出し、常に空気を循環させる形で換気をする。

**逢澤委員**

新型コロナウイルスに感染した被疑者に対して隔離居室に移動させるとのことだが、状況により入院することもあると思うが、入院先での被疑者への対応はどのようにするのか。

**留置管理課長**

医療機関に入院した場合、被留置者は勾留の執行が停止され、釈放されることになる。釈放された被疑者は、一般の患者と同様の取扱いになる。しかしながら、釈放されたとはいえ、被留置者が犯した犯罪や被疑者という属性を勘案し、必要な措置を取る。

**神尾委員**

- 1 留置場の部屋の正面及び裏側をポリカーボネート版で覆い飛沫感染を防止する改修を行うが、複数人が收容されている部屋の中での飛沫感染防止対策はどのように行っているのか。
- 2 遮蔽版は取調べ室に456台設置をされるが、県全体の取調べ室の約何パーセントに当たるのか。

**留置管理課長**

- 1 必要に応じ被留置者にマスクを着用させるほか、部屋の中ではなるべくいる位置を離れた上で unnecessary な会話を極力控えさせるなど、飛沫感染防止に努めている。

**刑事総務課長**

- 2 取調べ室は県内に474室あり、そのうち456室に設置する。18室については、現在取調べ室として使用していない状況である。

---

**【付託議案に対する討論】**

なし